

平成26年10月31日裁決

## 主文

全国健康保険協会〇〇支部長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 本件記録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(ただし、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間を除く。)(以下「既決受給期間A」という。)について、脊髄症(以下「既決傷病A」という。)の療養のため、また、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「既決受給期間B」といい、「既決受給期間A」と併せ、「既決受給期間」という。)について、腰椎椎間板ヘルニア(以下「既決傷病B」といい、「既決傷病A」と併せ、「既決傷病」という。)の療養のため、いずれも労務に服することができなかつたとして、傷病手当金を受給した。
- 2 その後、請求人は、両側性原発性股関節症、両側性原発性膝関節症、腰部脊椎椎管狭窄症(以下、これらを併せ、「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。
- 3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請

求人に対し、本件請求期間について、「法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求であるため。療養のため労務不能とは認められないため。」という理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当審査会の判断

- 1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者…が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する」と定めており、また、同条第2項は「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする」と規定している。
- 2 本件の場合、支部長は、法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求であるという理由と、療養のための労務不能とは認められないためという理由の2個の理由により傷病手当金を支給しないとした原処分をしたが、本件審理期日においては、原処分の理由を「法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求であるため)」との主張のみに絞った。これに対し、請求人は、今回の請求は、両膝、両股関節、両足首の疼痛が原因であり、医師も両膝、両股関節、両足首の痛み(疼痛等)は腰のヘルニアが原因ではないと認めており、本件請求傷病はヘルニアとは全く関係ない別の傷病である旨主張しているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間に係る本件請求傷病は、平成〇年〇月〇日から支給開始された傷病手当金の支給対象傷病の既決傷病A(脊髄症)あるいは平成〇年〇月〇日から支給開始された傷病手当金の支給対象傷病の既決傷病B(腰椎椎間板ヘルニア)と同一疾病又はこれにより発した疾病(以下、これ

を便宜上、「同一関連傷病」という。)と認められるかどうかである。

### 3 同一関連傷病かどうかについて判断する。

一般に、「傷病」とは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいい、「起因する疾病」とは、前の傷病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。「傷病」は、このように、ある一つの疾病又は負傷のみではなく、これらに起因する疾病を含むものであるから、ある一つの疾病又は負傷と相当因果関係があるとされる後の疾病も同一傷病として取り扱われることになる。そして、相当因果関係とは、一般の人が常識的に考えて、ある事実と結果との間に、ある事実からそのような結果が生じるのが経験則上通常であるという関係がある場合、これを逆の面からいえば、ある事実がなかったとすれば、そのような結果が生じなかったであろうということが経験則上通常であるといえる関係というものである。

本件についてこれをみると、請求人に係る健康保険傷病手当金支給申請書の療養担当者が意見を記入するところ欄(以下「医師意見欄」という。)(a病院(以下「a病院」という。))b科・A医師(以下「A医師」という。))作成の平成〇年〇月〇日付のもの、a病院b科・B医師作成の平成〇年〇月〇日付のものによれば、既決受給期間について、療養給付開始年月日(初診日)は平成〇年〇月〇日、傷病名は既決傷病B、労務不能と認めた期間は、平成〇年〇月〇日からとされた上で、当該期間中における「主たる症状および経過」は、右臀部、下肢痛を認め、平成〇年〇月〇日手術施行、リハビリテーションを行い、同月〇日退院とされ、症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見は、痛みが強く、手術療法、リハビリテ

ーションを要したとされている。また、本件請求期間について、療養給付開始年月日(初診日)は平成〇年〇月〇日、傷病名は本件請求傷病、労務不能と認めた期間は、本件請求期間とされた上で、当該期間中における「主たる症状および経過」は、疼痛、ふらつきを認め、a病院b科に通院中で、内服薬などを処方、ブロック注射などを行い、保存的加療を行っていることとされ、症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見は、疼痛を認め、労務不能であったとされている。また、請求人に係るa病院作成の診療報酬明細書を見ると、請求人は、主傷病名及び入院の契機となった傷病名は、いずれも既決傷病B、入院時併存傷病名に本件請求傷病のうち腰部脊柱管狭窄症のほか、2型糖尿病が掲げられ、平成〇年〇月〇日にa病院b科に入院し、同月〇日に椎間板摘出術(後方摘出術)を受け、術後に運動器リハビリテーション(早期リハビリテーション加算)を受けた後、同月〇日に退院し、その後は、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする頸椎症性脊髄症、胸椎症、腰部脊柱管狭窄症、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする両変形性膝関節症、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする右変形性足関節症、両変形性股関節症などの傷病名で、同病院b科を月1回の頻度で定期的に通院している。なお、請求人は、既決傷病B及び本件請求傷病に併せて、2型糖尿病、サルコイドーシス、睡眠時無呼吸症候群、糖尿病性末梢神経障害などを併発しており、そのために同病院c科に通院し、また、左下肢しびれ、頭蓋内サルコイドーシス、脳腫瘍などの傷病名で同病院神経内科、腎結石症、前立腺肥大症、神経因性膀胱などの傷病名で同病院泌尿器科にも通院している。そうして、既決受給期間終了翌日である平成〇年〇月〇日から本件請求期間開始前日の平成〇年〇月〇日までの期間(以下、この期間を便宜上、「本件検討期間」という。)における請求人の既決傷病及び本件請求

傷病に係る臨床経過をみると、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは、a病院b科を毎月1回受診しているが、既決傷病並びに本件請求傷病に関連する特段の治療等は受けていない。さらに、平成〇年〇月までの1年6か月間をみると、平成〇年〇月には、診療開始日を同月〇日とする本件請求傷病のうち両側性原発性股関節症、両側性原発性膝関節症のほか、左足関節外果鶏眼の傷病名が掲げられ、両膝関節、股関節の単純撮影を、同年〇月に両足関節の単純撮影、同年〇月に膝部・股関節MRI撮影を受けているものの、その間、請求人は、主として既決傷病あるいは本件請求傷病と別傷病と認められる2型糖尿病、睡眠時無呼吸症候群などに対する治療を継続して受けていたが、平成〇年〇月になり、傷病名及び入院の契機となった傷病名を既決傷病として、平成〇年〇月〇日から同月〇日までa病院に入院し、画像診断、キシロカインによる神経根ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素）を受けている。その後、請求人は、平成〇年〇月に同病院b科を受診しており、両膝関節、両足、両足関節、股関節、肋骨、肩関節の単純撮影（デジタル撮影）を受け、同年〇月に腰椎、頸椎の単純撮影（デジタル）を受けている。

以上のような請求人の既決傷病ならびに本件請求傷病に関連する傷病の臨床経過をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日から腰部脊柱管狭窄症、頸椎症性脊髄症、胸椎症、同年〇月〇日から両変形性膝関節症、平成〇年〇月〇日から右変形性足関節症、両変形性股関節症との各診断で診療を開始されており、平成〇年〇月〇日に腰椎椎間板ヘルニアに対する椎間板摘出術を受け、同月〇日の退院後、平成〇年〇月まで月1回の頻度で外来通院をしていたが、それ以降は、本件検討期間を通して、股関節、膝関節、足関節の単純撮影、MRI撮影による検査を受けていたが、d科的手術を含め特段の治療はなく、平成〇年〇月から、傷病名と

して、両側性原発性股関節症、両側性原発性膝関節症が記載されてはいるものの、平成〇年〇月、疼痛のために2日間入院し、画像診断、局所麻酔薬による神経根ブロックを受けた対象傷病名は既決傷病とされており、その後も、新たな傷病に対する特別な治療は受けていない。そうすると、本件請求傷病のうち腰部脊柱管狭窄症は、既決受給期間よりも前である平成〇年〇月〇日から、両変形性膝関節症は同年〇月〇日から、両側変形性股関節症、右変形性足関節症は平成〇年〇月〇日と、いずれも既決受給期間より前から既に診断されている傷病であり、それらに起因する症状は、既決受給期間から、経過中にある程度の軽快、寛解が認められるにしても、一貫して「疼痛」とされていることからすれば、また、傷病名が「変形性関節症」とされていたものが、平成〇年〇月〇日から「原発性関節症」とされているにしても、診断名を変更し得る十分な根拠、原因あるいは誘因は認められず、請求人の股関節、膝関節の病態、それに起因する疼痛は同一であり、原発性関節症は変形性関節症から連続して存在する同一の病態と捉えるのが相当である。そうして、このような判断は、支部長の照会に対するA医師作成の平成〇年〇月〇日付「健康保険被保険者症状経過等について（照会）」と題する書面に記載されている腰椎椎間板ヘルニアと腰部脊柱管狭窄症は同一の疾病又はこれによって発した疾病と認められるとする意見とも矛盾しない。すなわち、同医師は、今回疾病の両側性原発性股関節症、両側性原発性膝関節症、腰部脊柱管狭窄症の関連性について、同一の疾病又はこれによって発した疾病と認められるとした上で、本件請求傷病のうちの腰部脊柱管狭窄症は、平成〇年〇月〇日～同月〇日の間、傷病手当金を受給していた疾病「腰椎椎間板ヘルニア」と同一疾病又はこれによって発した疾病と認められると回答していることから、本件請求傷

病の腰部脊柱管狭窄症、両側性原発性股関節症、両側性原発性膝関節症のいずれも、既決傷病あるいは既決受給期間から継続し、一貫して存在している同一関連傷病として取り扱うのが相当である。

なお、社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、医学的には治癒していないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間に、いわゆる「社会的治癒」があったと認められる場合は、再発として取り扱われるものとされている。そして、いわゆる「社会的治癒」と認め得る状態としては、相当の期間にわたって医療（予防的医療を除く。）を行う必要がなくなり、通常の勤務に服していたことが認められる場合とされている。本件の場合をみると、既決受給期間終了後も平成〇年〇月までは月1回の頻度で外来を通院していたものの、本件請求傷病に対する特段の治療はなく、その後も、平成〇年〇月には疼痛のために神経ブロックを受けているが、本件検討期間を通して、本件請求傷病に対する予防的治療の範疇を超える特段の治療などは必要としない状態にあったと認めることができる。さらに、この期間における請求人の就労状況を、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）に照らしてみると、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日の標準報酬月額は、いずれも〇〇万円とされ、その後の平成〇年〇月〇日の標準報酬月額は〇〇万円とされており、また、その間の毎年〇月及び〇月には、賞与も定期的に支給されていることから判断すると、この期間、請求人は通常の就労を含めた社会生活がなされていたと認めるのが相当であり、本件検討期間において、いわゆる社会的治癒と認められる期間があったとするのが相当である。

4 以上みてきたように、本件請求期間に

係る本件請求傷病は、既に傷病手当金の支給対象となった既決傷病と同一関連傷病と認められが、既決受給期間から本件請求期間に至るまでの間に、いわゆる社会的治癒と認められる期間が存在することから、既決傷病とは別傷病として取り扱うのが相当であり、本件請求期間について、法定給付期間（1年6カ月）を超えた請求であるとして傷病手当金を支給しないとする原処分は妥当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。